

丹波市空き家利活用促進事業補助金交付申請書類チェックリスト(開業型)

区分	提出書類	確認事項	チェック
○	交付申請書	申請日は契約日から数えて2年を超過していないか。	
		住所・氏名・連絡先に記載があるか。	
		補助対象経費、補助金額に誤りがないか。	
○	収支予算書	支出の部、収入の部それぞれの合計額が一致するか。	
○	開業計画書及び事業計画(案)	空き家所在地は契約書に記載されているものと合致しているか。	
		空き家の売買主の氏名は正しいか。	
		開業する事業の内容は補助対象となるか。※別表参照	
		改修等の内容が見積書の内容と合致しているか。	
		事業費・補助対象経費等は見積書の内容と合致しているか。	
		着工予定日は交付決定日以降であるか。 また、完了予定日は今年度中に補助金交付が可能か。	
○	空き家位置図	空き家所在地が確認できるものであるか。	
○	改修工事図面	改修箇所及び内容が分かるものか。 (改修箇所及び内容が図面に記入されているか)	
○	見積書	補助対象工事であるか。	
		単価・数量など、内訳が明記されているか。	
		市外業者を利用する場合は、見積り金額にかかわらず市内業者2者以上から見積書が必要。	
		1見積書あたりの工事費が100万円以上の場合、3者以上から見積書を徴取しているか。また、それぞれの工事内容は合致しているか。	
△	設備機器のカタログ	設置機器の形等、詳細が分かるものか。	
○	現況写真	工事箇所の現況が分かるものか。 例:壁紙を4面張り替える場合は4面が写る写真が必要。さらに、天井・床も改修する場合は、天井、床の写真も必要。	
		電気配線、水道管等の写真で確認が難しい改修の場合、現在の電気配線、水道管等の場所をマーカー等で確認できるようにしているか。	
○	売買(賃貸)契約書の写し	売買(賃貸)の目的物の表示、売買代金、手付金の額及び支払日、契約日付・売り主・買主サインと業者の表示があるか。	
○	空き家所有者を確認できる書類の写し	空き家の所有者が確認できるか。 例:登記簿の写し(1/2、2/2の表示があれば2/2まで必要) ※登記簿がない場合:売渡証書の写し、登記申請書の写し等 ※補助金の交付前までに登記簿の写しが必要	
△	施工承諾書 ※賃貸借契約の場合	空き家所有者本人が記入・押印したものであるか。	
		所有者が複数の場合は、申請者以外の承諾書が必要。	
○	誓約書	申請者の記入・押印が確認できるか。	
○	債権者登録申請書	債権者登録に必要な情報がすべて記入されているか。	
○	資金計画書	補助事業実施に係る経費と資金内訳それぞれの合計額が一致するか。	
○	自己資金等確認書類	事業費用を上回る金額が確認できるか。	
○	自治会等の同意書	自治会を代表する者の署名、押印が確認できるか。	
△	同意書	所有者が複数人の場合、全員分の同意書があるか。	

※区分について…提出が必要なもの(○)/場合によって提出が必要となるもの(△)

(別表)

対象となる工事	対象とならない工事
屋根瓦の取替え、外壁塗装等の外装工事及び雨漏り修繕工事	電力、ガス、上下水道又は浄化槽に係る申請手続又は検査に要する費用
雨樋の新設又は改修工事	浄化槽の設置又は入替え工事
ベランダ、バルコニー、縁側の改修工事	白蟻等害虫駆除や消毒等の薬剤散布に係る費用
ドア、ふすま、障子、網戸等建具工事	業務用の設備機器の新設又は取替に係る費用
・襖、網戸、障子は張替えのみの場合は対象外	電化製品の購入・取付工事（エアコン、テレビ、アンテナ、玄関インターホン、照明器具等）及び電球等消耗品
・鍵の交換は対象外	洗浄便座の新設又は取替費用
床材、壁材及び天井材の貼替え、その他の内装工事	暖房器具等の設置工事
床下、柱、内壁、天井裏の改修工事(耐震、防音、断熱工事含む)	門、表札、塀等設置、舗装工事、側溝工事、造園工事、植木剪定・草刈に係る費用
部屋の間取り変更、新設工事	防犯用カメラ、防犯ライト、火災警報器等取付費用
下駄箱、棚等収納スペースの作り付け工事	物置、車庫、カーポート等の設置及び改修工事
台所、風呂、トイレ等設備改修工事	屋外据置型の倉庫の設置費用
(ビルドインタイプでないコンロ、ガス小型給湯器の設置費用は対象外)	家財道具の処分費用
給水管、排水管及びガス管の取替えその他の配管工事	ハウスクリーニング、排水管清掃等に係る費用
(有資格者の施工に限る)	自主施工の場合に必要な道具の購入費用
電気配線、コンセント設置その他の電気設備工事	既存建築物の解体工事費用
(有資格者の施工に限る)	
ボイラー及び温水器の取替えその他の給湯設備工事	
(有資格者の施工に限る)	
玄関、各部屋の段差解消工事、手摺設置工事、その他建物への出入り、室内移動を容易にするための工事	場合によって対象となる工事
外部工事、内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事	畳の購入、表替え
土間改修工事	※畳を設置する居室の改修工事を実施する場合のみ補助対象とします。
	その他改修に係る必要な費用（要個別審査）